

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 28 日（火）第3300号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する規則（※）
（人事課取扱い） 3

規 則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 3 月 28 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第18号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「運営の」及び「運営に」を「正常な運営を妨げる」に改める。

第8条の4第1項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等（条例第8条の2第6項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第8条の4第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求を行った職員が条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の7第1項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求を行った職員がそれぞれ条例第8条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の8中「及び第4号」を「から第5号まで」に、「前条（第1項第3号）」を「前条（第1項第3号から第5号まで）」に、「及び第3項」を「から第3項まで」に、「第8条の6第1項から第3項までの規定中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」と、同条第1項中「とする。この場合において、条例第8条の2第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「とする。」を「第8条の6第2項中「第8条の2第2項又は」とあるのは「第8条の2第4項において準用する同条第2項に規定する公務の正常な運営を妨げる支障の

有無又は同条」と、同条第3項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第3項」に改める。

第14条第1項第3号中「子」の次に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」を加え、同項第9号中「達しない子」の次に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」を、「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同項第10号の2及び第10号の3中「子」の次に「特別養子縁組の成立前の監護対象者等及び」を加え、同項第10号の4中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、同項第12号中「子」の次に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」を加える。

第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同条第1項中「であって職員と同居しているもの」を「（第3号から第6号までに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第15条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、知事に対し行わなければならない。

4 知事は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第15条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、知事に対し申し出なければならない。

6 知事は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、知事は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第18条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第15条の次に次の2条を加える。

第15条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第15条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間

（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は条例第16条の規定による特別休暇（当該子の育児を事由とするものに限る。以下この項において同じ。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第17条ただし書中「運営に」を「正常な運営を妨げる」に改める。

第18条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条本文中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第15条第1項」の次に「又は第15条の2第1項」を加え、同条ただし書中「運営に」を「正常な運営を妨げる」に改める。

第20条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の次に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の知事が人事委員会と協議して定める場合には、知事が人事委員会と協議して定める期間）」を加える。

第21条第1項ただし書中「による」の次に「介護休暇の」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別表第2子の項中「子」の次に「（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）」を加え、同表子の配偶者又は配偶者の子の項中「子の」を「子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。）の」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第19号

鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鹿児島県条例第61号。以下「条例」という。）に基づき、県の一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第2条 条例第6条第2項の知事が人事委員会と協議して定める事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の条例第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他知事がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。